

令和 6 年度労働条件等実態調査結果の概要

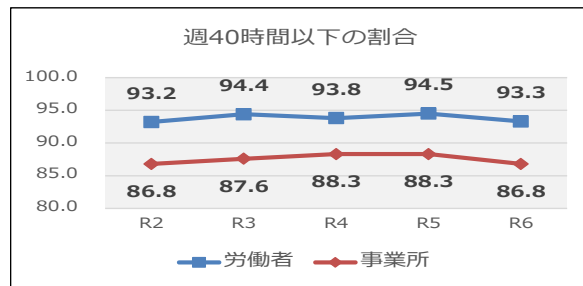
～男性の育児休業取得率が過去最高を更新～
(男性の取得率 33.5%、女性の取得率 95.9%)

秋田県雇用労働政策課では、県内民間事業所の労働条件等を把握するため、「令和 6 年度労働条件等実態調査」(令和 6 年 9 月末日現在)を実施しました。
この調査は、常用労働者数 5 人以上の民間事業所の中から抽出した 1,716 事業所を対象とし、そのうち 1,170 事業所から回答(回答率 68.2%)をいただきました。
調査結果の概要は次のとおりです。

1 労働時間、休日休暇制度

《週の所定労働時間》

- ・ 1 週間の所定労働時間が「40 時間以下」の割合
事業所 86.8%
労働者 93.3%
- ・ 平均週所定労働時間
事業所平均 39 時間 18 分
労働者平均 39 時間 15 分



《週休制》

- ・ 何らかの週休 2 日制(2 日超含む)を実施している事業所は 89.2%、労働者は 95.0%
- ・ 内訳は「完全週休 2 日制(2 日超含む)」が事業所は 51.3%、労働者は 60.4%
「月 2 回又は隔週」が事業所は 20.8%、労働者は 17.6%

《年次有給休暇》

- ・ 1 年間の年次有給休暇の平均付与日数は 17.4 日(繰越分除く)
平均取得日数は 11.4 日
平均取得率は 65.5%

2 賃金

《賃金改定》

- ・ 賃金を引き上げた事業所は 85.7%
- ・ 実施した賃金改定の具体的内容は
基本給の引上げ 65.7%
定期昇給の実施 57.8%
諸手当の引上げ 23.4%
初任給の引上げ 18.1%

3 男女共同参画

《女性管理職の割合》

- ・ 全労働者のうち女性管理職の割合は 7.4%
- ・ 全管理職のうち女性の割合は 26.8%(課長相当職以上は 23.1%)
- ・ 役職の内訳(()内は役職毎の女性が占める割合)は
役員の割合 2.0%(27.0%)
部長相当職の割合 0.8%(18.2%)
課長相当職の割合 1.7%(22.1%)
係長相当職の割合 2.9%(35.8%)

《女性にのみ適用される職場制度や慣行》

・女性にのみ適用される職場制度や慣行は		
職員または来客に対するお茶出し	13	1%
制服の着用	9	1%
職場内の清掃	7	3%
特になし	75	3%

4 育児休業制度・介護休業制度

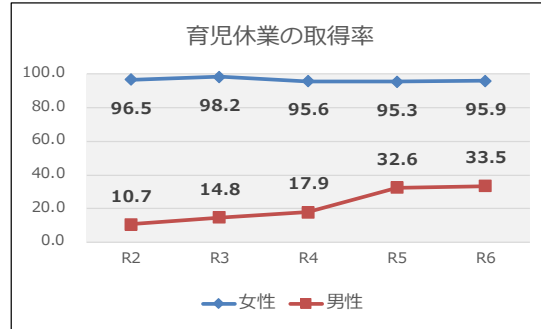
《育児休業制度》

- ・育児休業制度の規定が「ある」事業所は 82.6%
- ・育児休業を取得できる要件に該当した人

女性	856人
男性	669人
- ・そのうち実際に育児休業を取得した人

女性	821人
男性	224人
- ・育児休業取得率

女性	95.9%
男性	33.5%
- ・平均休業日数 239.7日



※育児休業該当者：R5.4.1～R6.3.31までに1歳未満の子を養育する者

《介護休業制度》

- ・介護休業制度の規定が「ある」事業所は 79.6%
- ・介護休業を取得した人

女性	49人	男性	25人
----	-----	----	-----
- ・平均休業日数 51.1日

5 非正規雇用労働者

《労働者の就業形態ごとの割合》

- ・正規の従業員、労働者 67.0% (男性40.8% 女性26.2%)
- ・非正規雇用労働者 33.0% (男性12.0% 女性21.0%)

《主な内訳》

パートタイム労働者 19.7% 契約社員 5.8%

《非正規雇用労働者を雇用している理由》

※複数回答

- ・仕事の内容が非正規雇用労働者で間に合う 34.7%
- ・正規雇用労働者の採用が困難 27.5%
- ・再雇用、勤務延長 27.1%
- ・正規雇用労働者に比べ人件費等、経費負担が少なくて済む 21.7%
- ・経営状況に応じた雇用調整が容易 20.6%
- ・資格、技能を持った人が必要 18.7%
- ・忙しい時期にのみ雇用できる 11.7%
- ・正規雇用労働者の就業時間の前後や休憩時間中の作業を補う 7.6%